様式第１号(第５条関係)

特定建設工事共同企業体　入札参加資格審査申請書

年　　月　　日

　　　美郷町長　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共同企業体の名称 | |  | |
| 代表者の住所地 | |  | |
| 商号及び代表者 | | 印 | |
| 構成員の住所地 | |  | |
| 商号及び代表者 | | 印 | |
| 構成員の住所地 | |  | |
| 商号及び代表者 | | 印 | |
| このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、美郷町が発注する　　　　　　　　　　工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。  　また、貴発注に係る工事について、　　年　　月　　日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。  【委任事項】  １　工事入札及び見積に関する一切の権限  ２　工事請負契約に関する一切の権限  ３　工事完成保証に関する一切の権限  ４　工事請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限  ５　上記権限内の範囲内において、復代理人を選任する権限  ６　その他工事の施工に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限 | | | |
|  | 使　用　印 | |  |
|  | | | |

様式第３号（第７条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　美郷町発注に係る　　　　　　　　　　工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

　(２)　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当企業体は、　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体の事務所は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号 |  |
| 代表者 |  |
| 所在地 |  |
| 商号 |  |
| 代表者 |  |

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、美郷町と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体の属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、美郷町と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員 | 出資割合 |
|  | ％ |
|  | ％ |

２　金銭以外の出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により、設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　当企業体は、工事工の都度当該工事について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、美郷町及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

　（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（解散後の担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　外　社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名なつ印し、各自所持するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

所在地

商　号

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商　号

代表者